

一般社団法人 CIM解決研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人CIM解決研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、土木・建築事業全般に渡る課題に対してCIM(Construction Information Modeling)情報技術を活用して解決する方法を研究・実践し、社員の総合的な発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 現場の課題をCIM情報技術を活用して解決する為のコンサルティング
- (2) CIM情報技術の新しい情報や機器等に関する動向調査及び研究
- (3) CIM情報技術に関連するコンピュータによる自動設計システムの新技術等の情報収集と調査研究
- (4) 出版物の企画、製作、販売
- (5) 人材育成のための教育事業及びカウンセリング
- (6) 研修会、会員交流会、講演会、シンポジウム、セミナー、展示会等の開催
- (7) 関連する官公庁、団体その他関連機関との情報交換及び協力連携
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 既納付の入会金及び会費は、理由を問わず返還しない。

(社員の種別)

第7条 社員は次の5種とし正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員（個人）
- (2) 正会員（団体）
- (3) ネット会員
- (4) 賛助会員
- (5) 公共会員

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生の各手続開始の申立があったとき。
- (5) 1年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告をするものとする。

- 2 退社した社員が支払うべき債務を完済するまでは、当法人への支払義務は残るものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、社員総会の日の5日前までに各社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 社員の除名
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第15条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び理事の職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の決議により選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第9章 雑則

(秘密の保持)

第42条 当法人の活動をもって知り得た秘密情報で、社員の不利益となるような行動はつしまなければならない。

(知的財産権の尊重)

第43条 当法人の活動成果となる知的財産権は、当法人に所属する。

2 当法人の活動における社員の知的財産権は、これを尊重するものとする。

第10章 附則

(残余財産)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定をうけたものに限る。）に贈与する。

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第46条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 山本 泰造

設立時理事 波田野 英嗣

設立時理事及び設立時代表理事 齊藤 学一

設立時監事 菊池 浩

(設立時の社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都北区中十条1丁目3番11号

齊藤 学一

神奈川県川崎市多摩区菅馬場1丁目18番8-210号

山本 泰造

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 CIM 解決研究会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 27 年 4 月 1 日

設立時社員 齊藤学一

設立時社員 山本泰造